

## 第17節 アイヌ関連施策の推進

### 1 アイヌ政策の沿革

アイヌ政策については、昭和49年以来、北海道により奨学金、就職促進等の生活向上関連施策が実施されるとともに、平成9年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（現国土交通省北海道局、文部科学省文化庁の共管）の制定に伴い、アイヌの伝統や文化に関する普及啓発施策やアイヌ語を始めとする文化振興施策が北海道内を中心に幅広く展開されてきた。

このような中、平成19年9月に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国際連合総会で採択され、さらに、平成20年6月6日、衆議院及び参議院において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択された。政府は、同決議を受け「政府としても、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む」（「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話）考えを示した。

これを受け、内閣官房長官主催の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、今後のアイヌ政策の新たな理念及び具体的政策のあり方について総合的な検討が行われた。平成21年7月に取りまとめられた報告書（以下「有識者懇談会報告書」という。）においては、「今後のアイヌ政策は、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌ文化の復興に配慮すべき強い責任があるということから導き出されるべき」とされた。具体的政策として、先住民族としてのアイヌの歴史、文化等に関する国民理解の一層の促進（教育、啓発）、これまでの言語、音楽、舞踊、工芸等の振興に加え、土地利用の形態等を含む民族固有の生活様式の総体としての広義の文化に係る政策の推進（民族共生の象徴となる空間の整備、研究の推進、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、土地・資源の利活用の促進、産業振興、生活向上関連施策）が必要とされ、これを推進するための体制等の整備が必要と提言された。

有識者懇談会報告書を受け、アイヌ政策の総合的な推進を図るため、平成21年8月に「内閣官房アイヌ総合政策室」が設置されるとともに、アイヌの人々の意見を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、平成21年12月に「アイヌ政策推進会議（座長：内閣官房長官）」の開催が決定された。同会議の第1回会議（平成22年1月開催。以下「第〇回会議」という。）において、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月。以下「有識者懇談会報告」という。）で提言された総合的なアイヌ政策の推進状況等が確認されるとともに、重要な政策課題とされた「民族共生の象徴となる空間」及び「北海道外アイヌの生活実態調査」について、作業部会を設けて具体的検討を進めることとされた。このうち、「民族共生の象徴となる空間」は、有識者懇談会報告書において、同報告書のコンセプト全体を体現する扇の要とされ、具体的には、アイヌの歴史、文化等に関する教育・研

究・展示等の施設を豊かな自然環境で囲み、国民が広く集い、アイヌ文化の立体的な理解や体験・交流等を促進する民族共生の象徴となるような空間を公園等として整備すると位置付けられたものであり、「民族共生の象徴となる空間作業部会」において、アイヌの委員からの提案を基に、文化人類学、自然人類学、環境学等の専門的見地から空間の意義、具体的機能等についての詳細な検討が進められた。また、有識者懇談会報告及び第3回会議（平成23年6月開催）における作業部会報告等を踏まえ、政策の推進を図るため、有識者懇談会報告で提言された政策のフォローアップと「民族共生の象徴となる空間」作業部会及び「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会の報告の趣旨を実現するため、「政策推進作業部会」を設けて具体的検討を進めることとされた。

平成24年7月には、アイヌ政策関係省庁連絡会議において、「民族共生の象徴となる空間」基本構想が取りまとめられ、象徴空間における整備、取組等の方向性が明らかにされた。さらに、平成26年6月に、「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定し、象徴空間の主要施設等について定めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて一般公開することとされた。

第8回会議（平成28年5月開催）では、象徴空間及びその主要施設正式名称が了承され、平成28年7月には、アイヌ総合政策推進会議（議長：杉田内閣官房副長官、構成員：関係省事務次官）において「民族共生の象徴となる空間」基本構想が改定された以降は、「民族共生象徴空間」「国立アイヌ民族博物館」「国立民族共生公園」が正式名称として使用されることになった。

平成31年4月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（略称「アイヌ施策推進法」：内閣官房、内閣府本府、文部科学省、農林水産省、国土交通省の共管）が制定され、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活し、その誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的に掲げた。また、この法律ではこれまでの福祉政策（生活向上）及び文化政策のほかに、地域・産業・観光振興等も加えたアイヌ施策を総合的かつ組織的に実施するための支援措置（交付金の交付、法律の特例措置等）、民族共生象徴空間の管理に関する措置、関係大臣で構成するアイヌ政策推進本部の設置についても盛り込まれた。

## 2 北海道開発局におけるアイヌ関連施策の取組

「民族共生の象徴となる空間作業部会」における検討を支援し、北海道内の関係機関・団体等との連携・調整を強化するため、平成22年11月、北海道開発局の協力の下、内閣官房アイヌ総合政策室に北海道分室が設置された。札幌第一合同庁舎内に設置された同分室には、北海道開発局から併任職員が派遣され、現在まで運営されている。

同時に、同分室が行う「民族共生の象徴となる空間」に関する調査検討等の事務が円滑に進むよう、北海道開発局として必要な支援・協力を行うため、「北海道開発局アイヌ関連施策プロジェクトチーム」が設置された。同プロジェクトチームは、開発監理部次長（計画）をチームリーダーとする開発監理部職員により構成され、同分室との情報交換等を通じて、今後の北海道開発局におけるアイヌ関連施策に関する検討を進めていた。そのための環境整備として、職員の理解の促進を図るためのアイヌの歴史・文化、アイヌ政策の動向等の情報の提供や、各事業との連携・情報共有を進めるとともに、従来からアイヌ語地名

の由来を記載した河川名標識の設置を進めるなど、北海道開発事業を通じたアイヌ文化の普及・啓発に資する取組についても推進した。

平成 27 年 4 月には、「民族共生の象徴となる空間」の整備やアイヌ関連施策の推進体制を強化するためアイヌ関連施策監理官が設置されたことに伴い、「北海道開発局アイヌ関連施策プロジェクトチーム」は廃止された。

平成 29 年 4 月には、「民族共生象徴空間」の整備等に関する体制の強化のため、開発監理部に開発調査官が増設された。

平成 31 年 4 月には、アイヌ施策の推進等のため、開発監理部にアイヌ施策推進課が設置された。また、アイヌ文化等に関する知識の普及及び啓発に関する施策の推進のため、北海道開発局内にアイヌ施策推進本部（本部長：局長）が設置され、推進本部にアイヌ施策推進課を主体として民族共生象徴空間支援室及び地域支援室が置かれた。民族共生象徴空間支援室では、民族共生象徴空間の円滑な運営（開業準備活動を含む。）を支援するため、関係機関との企画調整、開業式典準備、他機関と連携した誘客促進等を行っている。地域支援室では、「アイヌ施策推進法」に基づく「アイヌ施策推進地域計画」策定市町村との連携を図りつつ、アイヌ施策の推進による地域振興等を支援している。

この間、平成 28 年 11 月には行政、経済界、関係団体など、オール北海道によるアイヌ文化の創造発展と道内経済の活性化を図ることを目的として、「民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワーク」が結成され、オブザーバーとして国の機関から北海道開発局、北海道運輸局、北海道経済産業局等が参加している。

また、令和 2 年 2 月には、北海道運輸局と共に同ネットワークと連携して、民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）100 万人集客のための連携体制の整備を図るため、主に情報交換の場として、国、北海道、札幌市、経済団体、観光団体等から構成される「ウポポイ・チーム・ワンミリオン」を結成した。

このように、近年、政府全体でアイヌ政策の推進が強化・継続される中で、北海道開発局としてもウポポイの整備・広報等を通じて一定の役割を果たしてきている。

### 3 民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）の開業

#### (1) 概要

ウポポイは、長い歴史と自然の中で培われてきたアイヌの文化を多角的に伝承・共有すること、アイヌの人々の心のよりどころとなること、国民全体が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなること、国内外の人々、子供から大人までの幅広い世代がアイヌの世界観、自然観等を学ぶことができるような機能を有する空間を目指して整備された。

ウポポイにおける諸機能を担うため、①中核区域、②慰霊施設、③関連区域及び④広域関連区域で構成するとされており、①中核区域は、国立アイヌ民族博物館（文化庁所管）及び国立民族共生公園（国土交通省所管）で構成され、国立民族共生公園は体験交流ホール、体験学習館、伝統的コタン、工房等からなる体験型フィールドミュージアムとなっている。②慰霊施設（国土交通省所管）は、墓所、慰霊行事施設、モニュメントからなり、全国の大学等から集約されたアイヌの人々の遺骨等について、アイヌの人々による受入体制が整うまでの適切な管理を行うための施設である。③関連区域は、

中核区域の周辺にあつて（白老町内）、豊かな自然を活用して、文化伝承活動、体験交流活動等の取組を実施する区域とされ、④広域関連区域は、白老町以外の地域で、中核区域と連携して、文化伝承活動等を実施する地域とされている。

「ウポポイ」は、正式名称である「民族共生象徴空間」の愛称で、アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」を意味しており、平成30年に実施した全国投票により決定した。また、愛称と併せて、民族共生象徴空間（ウポポイ）及び国立アイヌ民族博物館のロゴマークについても決定した。未永く愛される施設となることを目指し、愛称及びロゴマークの積極的な活用・普及が図られている。

民族共生象徴空間（ウポポイ）の中核区域及び慰霊施設は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当初予定していた令和2年4月から2度の延期を経て7月11日に開業式典を挙行し、7月12日に開業に至った。

なお、民族共生象徴空間構成施設の維持管理は、「アイヌ施策推進法」に基づき申請・指定された公益財団法人アイヌ民族文化財団が実施している。

## (2) 整備に向けての経緯

平成26年6月、『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針が閣議決定され、象徴空間を北海道白老郡白老町のポロト周辺に整備することが決定した。この決定を受け、北海道開発局において、学識経験者等で構成される基本計画検討会により「民族共生公園（仮称）基本構想」を取りまとめた（平成27年3月）。基本構想では、基本理念として、「民族共生公園では、自然と共生してきたアイヌ文化を尊重し、国内外から訪れる多様な利用者に理解を促進するとともに、豊かな自然を活用した憩いの場の形成等を通じ、将来に向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための公園的な土地利用の実現を図る。」とし、次の三つの基本方針を定めた。

①自然と共生してきたアイヌ文化への理解を深める、②異なる民族が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなる空間を形成する、③豊かな自然を活用した憩いの場を提供する。また、それらを実現するための空間構成の方針として、「民族共生公園は、象徴空間で織りなす自然の軸、民族共生の軸、時間の軸に利用者が触れる場となる。このため、アイヌの伝統的な自然観や世界観を感じることができる拠点として、アイヌ文化を尊重し、文化の継承や創造・発展に資する空間を形成するとともに、四季をとおして多様な利用者が交流できる快適な憩いの場を整備する。」と定め、利用者を迎え入れるエントランスのほか、アイヌの自然観に触れる空間、アイヌの世界観を体感する空間、アイヌ文化の理解と交流を促す空間を博物館などの施設と相互に関連して実現を図るものとしている。

基本構想の取りまとめを受け、平成27年11月に学識経験者等で構成した基本計画検討会を設置し、平成28年4月に「国立の民族共生公園（仮称）基本計画」を取りまとめた。基本計画では、基本構想の具体的な空間構成や運用方針、運営する上での必要な施設の配置計画、動線計画、植栽計画を定めるとともに、体験型フィールドミュージアムとして整備することが取りまとめられた。



基本計画を受け、具体的な配置や施設が持つ機能の検討を進め、平成30年5月に全体基本設計を取りまとめている。自然環境等を活かしながら、アイヌ文化の多様な要素を一般の人々が体験・交流する体験型のフィールドミュージアムとして、また、多様な来園者が快適に過ごせる魅力ある空間を形成するための必要となる施設を配置することとし、主な施設として、体験交流施設（体験交流ホール、体験学習館）、工房、エントランス棟、チキサニ広場や伝統的コタンの再現（チセ群）を設置することとした。

それらに沿って実施設計を行い、平成29年3月、令和2年の開業に向け民族共生象徴空間の建設工事に着手した。博物館は文化庁所掌ではあるが、施設の設計及び施工については北海道開発局営繕部が行った。慰霊施設は北海道開発局アイヌ関連施策監理官が中心になって建物などの設計を行い、施工は北海道開発局営繕部が行った。国立民族共生公園の設計及び施工については、北海道開発局事業振興部都市住宅課及び札幌開発建設部国営滝野すずらん丘陵公園事務所が担当した。公園内の施設については、体験交流ホールの設計及び施工を北海道開発局営繕部が、エントランスや体験学習館などの公園内各施設の設計及び施工を札幌開発建設部が行い、施設全体のオープンを目指して事業を進めた。なお、公園内に残る旧民族博物館をリニューアルし、公園管理所として使用している。

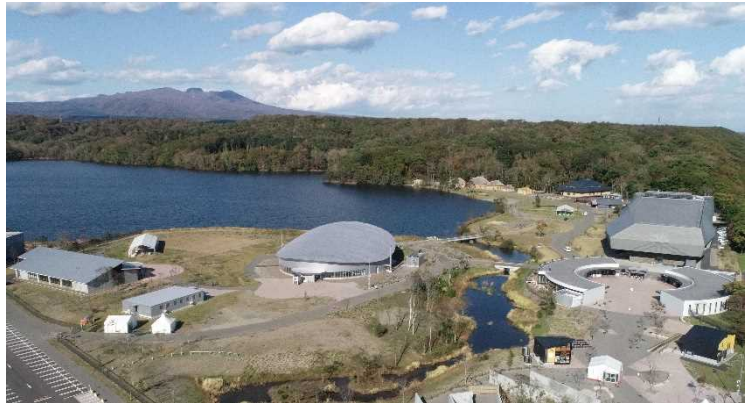
公園の敷地には、東側には旧民族博物館、西側には温泉施設があったが、温泉施設については白老町が解体し、近接地に移転されている。敷地中央付近にはアイヌ関連施設が入居する建物のほか、旧物販施設の基礎（杭）が残っていたが、合わせて撤去されている。また、旧民族博物館については、国立民族共生公園の管理施設に転用される旧博物館本館以外は撤去されている。



全体基本設計（平成 30 年 5 月公表時）

### (3) 国立民族共生公園の施設概要

ウポポイを構成する主要な施設は文化庁所管の国立アイヌ民族博物館のほか、国立民族共生公園及び同公園に配置される各施設である。これらの各施設は、有識者等による平成 28 年 4 月の基本計画の取りまとめ、平成 29 年 5 月の配置計画の公表を経て、実施に向けた設計が行われ、平成 29 年 3 月から工事に着手し、令和 2 年 3 月に完成した。



#### ア 国立民族共生公園の整備

古式舞踊等の上演や多様なプログラムを通じてアイヌ文化を学ぶことができるフィールドミュージアムとして、公園の整備を行った。整備に当たり留意した対策等は、以下のとおりである。

##### (ア) 軟弱地盤対策

当該箇所には泥炭層が分布しており、軟弱地盤対策が必要であった。対策工法はプレロード工法を採用し、沈下を促進させてから園地造成を実施した。

##### (イ) 凍上対策

当該箇所は湖に近いことにより、整備前は大雨時に大部分が水没していた。地下水位が湖の水位とほぼ同じであり、地下水位が高いため地盤に凍上が発生し、旧民族博物館の舗装は頻繁に補修を行っていた。そのため、国立民族共生公園の整備に当たっては、地下水位より余裕高さ 0.5m を設けた位置に凍上抑制層を設定し、園内全体にほぼ 1 m の地盤嵩上げを行っている。

##### (ウ) 橋梁・ボックスカルバートの景観対策

園路造成高と河川計画高水位との桁下制約の関係から、構造高 H=700mm 以下となる形式を選定している。最も経済性に優れ、他の項目においても優位となる「単純鋼合成床版桁橋」を採用し、橋長 24.8m (支間長 24.0m) に対し、桁高 0.46m (構造高 0.55m) で桁高支間比 1/52 の非常にスリムで景観性の良いフォルムを実現している。ボックスカルバートにおいては、景観性を考慮しシンプルな橋梁のようなデザイン (地覆を張出し、上ハンチを設けない) とした。

##### (エ) 国立民族共生公園内の植生

国立民族共生公園内は、以下の方針を基本として植生を実施した。

- a 本来自生すると考えられる植物を用いた修景展示
- b 体験活動の原材料や儀礼・演目の題材となる植物の見本展示
- c 植物の使われ方・育て方の再現展示
- d 季節変化の把握に役立てた花によるエントランス部の演出
- e 宅地に接する緩衝帯への補植と駐車場内の緑化
- f 多様な利用に配慮したオープンスペースとしての芝生広場

#### (オ) ウツナイ川湿地環境の保全・再生

ウツナイ川の水辺に沿って、アイヌの伝統的な生活の関わりの深い自然素材である湿性植物を育成し、豊かな湿地景観を創出する中で、アイヌの自然との関わり方に触れられる空間の形成を目指した。

公園内を流れるウツナイ川は流速が極めて遅く、止水域に近い状態であるため泥が堆積し、ヨシ・マコモの過剰繁茂により水面域が狭小しており、アイヌの有用植物であるガマ群落を被圧していた。

現況の植生を保全し、流水の復元につながる河道断面とし、かつ、多様性をもたらすような流路を創出するために、流心付近に堆積した泥を除いて水深を確保するとともに、5割勾配から10割勾配の緩傾斜に掘削して水面域を広げ、既存の抽水植物の生育環境を改善した。

#### (カ) ポロト湖西岸の風波浪浸食対策

ポロト湖では冬期間に卓越する北西季節風による風波浪がポロト湖西岸の湖岸を浸食するため、浸食対策として湖岸部を10割勾配で掘削して緩傾斜化させ、さらに、抽水植物群落の形成により、風波浪エネルギーを減少させた。

※ 公園計画区域約9.6ha（博物館の1.0haを除く。）

#### イ いざないの回廊

ウポポイの入口として来場者を迎える「いざないの回廊」は、ウポポイの奥行きを感じさせるために、先が見通せないよう高さ3mのコンクリートの壁で視界を制限し、壁の周辺に樹木を配置し、木漏れ日の中を通る雰囲気を出している。コンクリートの壁面には、遅延材をプリントしたシートをプレキャストコンクリート表面に被せ、後に洗い出しをすることで詳細なグラフィック表現が可能な「グラフィックコンクリート仕上げ」を採用し、木々や動物を描いて豊かな自然環境を表現している。また、グラフィック面の耐久性を高めるために、表面に浸透性の撥水コートを実施した。



#### ウ 歓迎の広場

いざないの回廊を抜けると大きな広場である「歓迎の広場」が来場者を迎え入れ、広場では飲食や買物を楽しむことができる。歓迎の広場には、上屋2棟のほかにベンチ・テーブルを配置している。

(ア) 歓迎の広場 上屋A棟 木造平屋建て 建築面積 65.34㎡、延べ面積 建築面積に同じ

(イ) 歓迎の広場 上屋C棟 木造平屋建て 建築面積 36.00㎡、延べ面積 建築面積に同じ

#### エ エントランス棟

券売所、インフォメーションのほか、ショップ、レストラン、フードコート等があり、アイヌの工芸品や食文化を楽しむことができる。エントランス棟は、国内外の多様な人々との共生と連携の和を表現する円形広場を囲むように配置し、飲食・券売所、ガイドンス・物販等の提供を行う施設



として整備している。ウツナイ川とポロト湖を望む方向に設けた大きなガラススクリーンとし、屋外テラスも設け、自然を感じながらの飲食ができる施設となっている。

円形広場から建物内への出入り口は段差を無くし、全て自動ドアとしてバリアフリーに対応している。

鉄骨造平屋建て 建築面積 1,441.04m<sup>2</sup>、延べ面積 1,289.22m<sup>2</sup>

#### オ 体験学習館

修学旅行生を始めとする団体の来園者等を主たる対象として、体験交流等活動のうちアイヌ語、伝統的生業（狩猟・漁労・採集・料理等）、工芸（木彫、刺繍・織物等）について体験・交流することができる施設として建築した。

建物デザインは、周辺の山並みに溶け込む緩やかな勾配屋根と柔らかな曲線の屋根・庇を採用し、色彩はポロトや周辺の自然の移ろいに溶け込むグレー系とした。

中廊下の上部にハイサイドライトを設け、自然光と風を取り入れ、室内でも自然を感じられる空間とした。また、木材を主とした暖かみのある内装とした。

学習室は、多くの体験メニューに合わせた広さとなるよう、遮音性の高い移動壁で仕切ったフレキシブルな部屋とした。

鉄筋コンクリート造平屋建て 建築面積 1,154.03m<sup>2</sup>、延べ面積 947.20m<sup>2</sup>

#### カ 工房

一般の来園者を主たる対象として、体験交流等活動のうち工芸（木彫、刺繍・織物等）について体験・交流できる施設を配置し、来園者が工芸の製作を体験するとともに、工芸製作者が製作実演の様子を来園者が見学することができる施設として建築した。

建物デザインは、工房に続く伝統的コタンの建物形状を踏まえ、シンプルな屋根勾配とし、プ（倉）をモチーフとした木彫ルーバーを持つ外観とした。色彩は、伝統的コタンの風景を引き立て、落ち着いた雰囲気となるグレー系とした。

内装は木材をふんだんに使って暖かみのあるものとし、小屋裏を表した天井の高い空間とした。見学者が仕切りの無い通路から、工芸家の創作活動を間近で見ながら、気さくに対話することができる空間とした。

木造平屋建て 建築面積 622.38m<sup>2</sup>、延べ面積 496.65m<sup>2</sup>

#### キ 伝統的コタンの再現（チセ）

体験交流等活動のうち伝統的生業（狩猟・漁労・採集・料理等）、伝統的儀式、建築様式について体験・交流することができるよう、チセ群や畑等による伝統的コタンを再現し、空間全体として



アイヌの伝統的な生活空間を体感することができる施設として、建物内部で来場者が各種体験をすることができるチセと伝統的建築手法を見て学ぶことができるチセを建築した。

建物デザインは、伝統的チセの外観を再現し、屋根は茅を用いた段葺き、壁も茅束を用いて伝統的工法で仕上げた。

囲炉裏を中心とした伝統的家屋の内部を小屋組で表し、茅などのすだれの内装で再現しながら、床暖房などで快適な内部空間とした。



(ア) ポロ チセ 木造平屋建て 建築面積 192.12m<sup>2</sup>、延べ面積 建築面積に同じ

(イ) ポン チセ、シノツ チセ 木造平屋建て 建築面積 96.06m<sup>2</sup>、延べ面積 建築面積に同じ

(チセ=アイヌ民族の家屋)